	<h2 style="color: red;">練馬発！新しい児童相談体制</h2> <h1 style="color: black;">都区共同で「練馬区虐待対応拠点」を設置</h1>
設 置 日	7月13日(月)
と ち ろ	練馬子ども家庭支援センター内(豊玉北5-28-3) ※7月13日から左記の住所に移転
<p>区は、7月13日、都児童相談所と区子ども家庭支援センターの専門職員が協働で児童虐待などに対応する「練馬区虐待対応拠点」を練馬子ども家庭支援センター内に設置する。</p> <p>都内で初めて設置する練馬区虐待対応拠点では、都児童相談所の職員が虐待相談に対応するとともに、同一施設にある区子ども家庭支援センターと合同での調査や個別ケース検討会議を実施する。都と区が役割分担、強みを活かした連携を深めることで、練馬区全体の児童相談体制を更に強化する。拠点の設置に伴い、練馬子ども家庭支援センターを移転（豊玉北5丁目）する。</p> <p>また、区では、既にある子ども家庭支援センターの充実・強化にも積極的に取り組んでおり、職員数を5年間で25人（1.7倍）増員している。</p>	

【練馬区虐待対応拠点の概要】

(1) 目的と効果

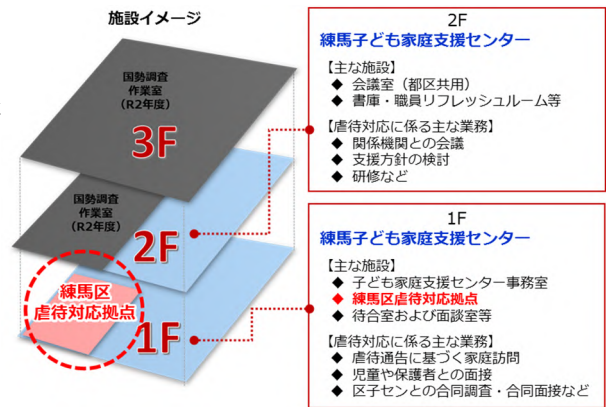
目的：都と区が各々役割分担、強みを活かした連携を強化することで、練馬区全体の児童相談体制の強化を図る。

効果：区の地域に根差したきめ細かい支援と、都の広域的・専門的な支援を組み合わせた実質的な連携により、迅速かつ一貫した児童虐待への対応や区子ども家庭支援センターのレベルアップを実現する。

(2) 事業概要

区子ども家庭支援センター内に「練馬区虐待対応拠点」を設置し、都児童相談所の職員が、定期的および必要時、以下の業務に従事する。

- ① 虐待通告に基づく家庭訪問
- ② 区子ども家庭支援センターとの情報共有・合同調査等
- ③ 児童面接
- ④ 保護者面接
- ⑤ 家庭復帰に際する調整・指導
- ⑥ 職員の育成
- ⑦ その他（関係機関との協議、相互の会議への参加等）



【参考】児童相談行政における現状と課題

泣き声通告、面前DVなどにより虐待通告が急増している。このうち非該当や助言で終わる軽微なものが約9割、一時保護や施設入所を必要とする重篤なケースは少ない。

親子分離等が必要な重篤なケースは、都児童相談所による施設入所など広域的対応、児童福祉司・児童心理司・医師等による専門的な対応が必要である。また在宅指導も含め、長期的な支援が必要となるが、都児童相談所は、軽微なケースも含む増加する虐待通告の初期対応に忙殺されている。

一方、区においては、子ども家庭支援センターが、子どもと子育て家庭に関する多様な相談に応じ、相談内容に応じた専門機関やサービスの紹介、必要な調整を行っている。

このような中、支援の網の目をより密にするため、子ども家庭支援センターを充実・強化するとともに、都児童相談所と子ども家庭支援センターのさらなる連携の強化が求められている。

【問い合わせ】 練馬区 練馬子ども家庭支援センター 管理係 電話 03-5984-8155